

久留米市中小企業止水板等設置事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大雨等による浸水被害の防止又は軽減を図るため、浸水対策への取組みを強化しようとする市内の中小事業者に対し、久留米市中小企業止水板等設置事業費補助金(以下「補助金」という。)を予算の範囲内において交付するため、久留米市補助金等交付規則(昭和50年久留米市規則第5号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小事業者 中小企業等経営強化法(平成11年法律第18号。以下「強化法」という。)第2条第1項に定める中小企業者をいう。
- (2) 浸水被害 事業に供する市内の建物等(住家において事業を営んでいる場合で事業に供している部分が居住部分から独立しているものを含む。)が大雨等による屋内浸水の被害を受けていることをいう。
- (3) 事業継続力強化計画 強化法第50条第2項に規定する事業継続力強化計画および強化法第52条第2項に規定する連携事業継続力強化計画をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者(以下「補助対象者」という。)は、次の各号に掲げる要件を全て満たす中小事業者とする。

- (1) 市内の建物等において事業(農業、林業及び漁業を除く。)を営んでいること
 - (2) 事業継続力強化計画又は連携事業継続力強化計画の認定を受けており、計画中に浸水対策に係る記載があること
 - (3) 市税を滞納していないこと
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、補助金を交付しない。
- (1) 令和3年度久留米市中小企業止水板等設置事業費補助金交付要綱(令和4年1月4日施行)に基づく補助金の交付決定を受けた者
 - (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者
 - (3) 政治・経済・文化団体
 - (4) 宗教上の組織又は団体
 - (5) 前各号に掲げる者のほか、補助金の趣旨・目的に照らして交付することが適当でないと市長が認めるもの

(補助対象事業)

第4条 補助の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、補助対象者が実施する浸水被

害の防止又は軽減に資する止水板の設置工事等であって、次の各号に掲げる全てを満たすものとする。

- (1) 補助金交付決定後に補助対象事業に着手したもの
- (2) 久留米市住宅リフォーム助成事業（防災力向上支援）補助金の交付を受けていないもの

（補助対象経費、補助率、上限額）

第5条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）、補助率及び上限額は、別表第1に定めるところによる。ただし、補助対象経費は、補助対象事業に必要なかつ相当と認められるものであって、原則として別に定める日までに支払いが確認できる経費に限る。

- 2 前項の規定にかかわらず、国や地方公共団体から助成を受ける補助対象経費がある場合は、その補助対象経費のうち重複するものは対象外とする。
- 3 第1項の期日までに事業が完了しないことについて、やむを得ない事情があると認められるときは、別途期限を定める。
- 4 補助金の交付は、1中小事業者につき1回限りとする。ただし、この要綱に基づく補助金の交付決定を受け、令和4年6月30日以前に補助事業を完了した者については、補助上限額の範囲で再度1回の交付を受けることができる。

（補助金の交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、別に定める期間までに、次の各号に掲げる書類により交付の申請をしなければならない。

- (1) 交付申請書（兼）誓約書（第1号様式）
 - (2) 事業計画書（第2号様式）
 - (3) 浸水対策計画書（第3号様式）（事業継続力強化計画に補助対象事業に係る記載がない場合に限る。）
 - (4) 役員等調書及び照会承諾書（第4号様式）
 - (5) 事業継続力強化計画の認定通知書及び計画書の写し
 - (6) 工事に係る見積書及び工事内訳が記載された書類等の写し
 - (7) 工事を行う建物の平面図、工事箇所の立面図等
 - (8) 工事箇所の施工前の写真
 - (9) 止水板の仕様書、カタログ等（止水板を設置する場合に限る。）
 - (10) 市税に滞納がないことの証明書
 - (11) 申請対象の建物で事業を営んでいることが確認できる書類
 - (12) その他市長が必要と認める書類
- 2 久留米市事業継続力強化促進奨励金支給要綱（令和2年4月1日施行）に基づく奨励金の支給を受けた者は前項第5号の書類を省略することができる。

（交付決定）

第7条 市長は、前条の申請があったときは、内容を審査し、補助金の交付の可否を決定する。

- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定したときは補助金交付決定通知書（第5号様式）

により、不交付を決定したときは補助金不交付決定通知書（第6号様式）により申請者に対して通知する。

（実績報告）

第8条 補助事業者は、補助対象事業が完了したときは、完了日の翌日から起算して1か月を経過した日又は別に定める日のいずれか早い日までに、以下の書類により市長に報告しなければならない。

- (1) 実績報告書（第7号様式）
- (2) 支出した経費の事実を証明する領収書等
- (3) 工事箇所の施工後の写真
- (4) その他市長が必要と認める書類

（補助額の確定等）

第9条 市長は、前条の報告を受けた場合は、補助対象事業の実施結果が交付決定の内容及びこれに付した条件等に適合するものであるかを審査し、適正であると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金額確定通知書（第8号様式）により、補助事業者に通知するものとする。ただし、交付決定額と確定額とが同額の場合は、当該通知を省くことができる。

（返還）

第10条 交付決定を受けた者が、次に掲げる各号のいずれかに該当したときは、補助金の全部又は一部を返還しなければならない。

- (1) 虚偽その他不正の申請により補助金の交付を受けたとき
- (2) 規則又はこの要綱の規定に違反したとき

（財産の管理等）

第11条 補助事業者は、補助対象経費により取得した財産（以下「取得財産」という。）について、当該補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

（財産の処分の制限）

第12条 補助事業者は、原則として市の承認を得ずに取得財産を処分してはならない。ただし、取得財産の耐用年数を勘案して相当な期間を経過した場合は、この限りではない。

（関係書類の保管）

第13条 補助事業者は、補助金に係る帳簿及び関係書類について、当該補助事業の完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

（補則）

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年7月1日から施行し、令和4年4月1日以降の申請に適用する。

別表第1（第5条関係）

補助対象経費、補助率、上限額

補助対象経費	補助率	補助 上限額	内容
止水板の設置 工事及び附帯 工事	1/2	50万円	・ 止水板は、金属・樹脂等の材質であり、止水板として十分な止水性・耐水性を備えるものであって、設置において工事又は測量・調査に基づく調整・加工等を伴うものであること ・ 附帯工事とは、止水板の設置に必要な工事、又は止水効果を高めるために行う工事をいう。
浸水被害の防 止又は軽減に 資する関連工 事			・ 排水設備の逆流防止措置、設備のかさ上げ・移設工事、外構（止水壁）の工事 等

備考

- 1 対象経費は、消費税及び地方消費税を含まない。
- 2 対象経費に期間による料金設定がある場合は、補助対象事業の完了期限までに支払いが確認できたものに限る。
- 3 申請者自身の製品・作業等による対象経費は、対象外とする。
- 4 この表に基づき算出された補助金の合計額に、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。